

議事録作成支援システム賃貸借契約書（案）

大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、議事録作成支援システムの賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙がその所有するソフトウェアを甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（契約対象物件等）

第2条 契約の対象となるソフトウェアの明細及び納入場所は、別に定める仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は令和7年6月1日から令和12年5月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 乙は契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付する。ただし、次の場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（大分県契約事務規則第5条第3項第1号）。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（大分県契約事務規則第5条第3項第3号）。

（賃借料の支払い）

第6条 賃借料の月額、 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、各年度ごとの支払い額は別紙のとおりとする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の中途となるときは、一月を30日とした日割計算（円未満切捨）によって算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃借料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

（管理義務）

第7条 甲は、善良なる管理者の注意をもってソフトウェアを使用し、管理しなければならない。

(機密の保持)

第8条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(権利の移転)

第10条 乙は、書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(再委託)

第11条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲内で、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りでない。

2 前項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用することができる。

3 前2項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(損害賠償)

第12条 乙は、第13条第1項第4号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合はこれに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 相手方がこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。
 - (2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。
 - (3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
 - (4) 業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

（協議）

第14条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

（特約事項）

第15条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

別紙

各年度ごとの支払額

年度	支 払 額
令和 7 年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和 8 年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和 9 年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和 1 0 年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和 1 1 年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和 1 2 年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
合 計	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)